

業務部速報



No. 89

発行 25. 12. 17

JR東労組 業務部

申5号 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について(その2)」に関する申し入れ 第4回団体交渉(12/16)①

(賃金制度の見直し)

●組合 ■会社

6. 特定資格取得による職務能力給の加算に「動力車操縦者運転免許」を追加すること。



●「動力車操縦者運転免許」は、専門性が高く業務に有用な資格である！免許取得のために多くの時間を費やしている。費やした時間に応じた能力を身に附けているのだから職務能力給に加算するべきだ！

- 特定資格取得による加算は「特に専門性が高く業務に有用な資格を有するもの」である
- 「動力車操縦者運転免許」は専門性や有用な資格であるが、「特に」とは捉えていない
- 職務能力給と業務手当（運転取扱業務）で措置している
- 免許取得に向けて、会社として全て勤務にする（研修センターを活用する）などサポートしている。その他の資格は社員自身の努力で取得している
- 提案の内容で妥当である

●免許取得するために、多くの時間を費やし能力の向上をしている！その能力に見合った賃金とするべきだ！

7. マネジメント手当支給対象者に対して、各職制の役割を認識するための教育・研修を実施すること。



●様々な管理業務を担いきれていない現実があるため、教育・研修等を充実させることが重要だ！
●管理者間での共有が少なく、事務担当者への問い合わせが多く、事務担当者の負担になっている！

- 様々なツールを活用して、研修や勉強会等を実施していく
- 業務管理、勤怠管理、労働時間管理等に即答できるようにするための教育等行っていくが、管理者自身が分からぬ時に立ち止まり、共有・相談することが大事である
- 毎年実施する管理者登用時研修をしているが一回だけなので、全て同列に覚えられるものではないので、必要な教育研修は実施していく

●管理者への教育・研修を今後も行っていくことを確認！

8. 乗務員の特性と特殊性を踏まえて、乗務員手当を継続すること。



●乗務労働の特性と特殊性はこれからも残る！大きなリスクを伴う業務に就いているため乗務員手当を継続するべきだ！乗務員としての責任感と誇りが崩壊する！

- 乗務に限らず、勤務の特性はある。いろいろな業務が結集することに伴い業務手当を支給することにする
- 何かの手当を何かに置き換えたり見直すというものではない
- 乗務労働は、運転取扱業務として業務手当で措置している
- 現在の状況を踏まえて、乗務業務だけに就くということでは成り立たない
- 提案の内容で妥当である

●乗務回数が月に1回と15回と異なるにもかかわらず、一律の業務手当では納得しない！
●乗務員勤務制度を変更するものではなく、過去の議事録確認の経緯を踏まえて、乗務労働の特性と特殊性を変更するものではないことは確認！

②に続く